

仕 様 書

- 1 件名 送信機一式の購入
- 2 品名 別紙1「機器構成明細書」のとおり
- 3 数量及び規格等 別紙1「機器構成明細書」のとおり
- 4 納入期限 令和7年5月31日まで
- 5 納入場所 名古屋市千種区若水一丁目2番23号
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
- 6 納入条件
 - (1) 納入に当たり、調達物品等の搬入、撤去、結線、設定及び調整等に関しては、名古屋市立大学医学部附属東部医療センター（以下「病院」という。）担当者の指示に従うとともに、必要に応じて協議し、十分調整を行った上で実施すること。
 - (2) 機器の設置に伴う設置費（装置の搬入、据え付け、配線、調整、これらに係るすべての付帯工事費用）、配送費を本体価格に含むこと。また、付帯設備の変更が必要な場合は、事前承認をとること。
なお、給電・給水・照明等設備の変更が必要な場合は、承認後着工するものとし、設置工事・内装工事及び設備の変更（契約電力の変更は除く）に係る費用はこの契約の相手方（以下契約業者という。）の負担とする。
 - (3) 本院において稼働している病院情報システムとの接続費用（病院情報システム側の接続・改修費用も含む）が発生する場合、その接続に伴う費用一切を本体価格に含むこと。
 - (4) 納品までの間に、同一の製造業者により上位互換の機種が開発され、選定機種と同等以上の性能を有し、設置条件等に変更が生じない場合、速やかにその情報を本院へ提供し、最新の仕様で設置すること。
 - (5) 入札機器のうち医療器具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められている製造の承認を得ている物品であること。
 - (6) 入札機器は入札時点で製品化されていること。
- 7 指定場所への納入等
 - (1) 装置の搬入及び動作確認は、納期までに終えること。また、搬送、納入及び動作確認等に要する費用については契約業者の負担とする。なお、必要に応じて各調達物品の納入期限及び搬入等の一連の作業スケジュールを病院担当者と協議し決定すること。
 - (2) 搬入の際には契約業者の立会いのもと、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように努め、必要に応じ納入経路に養生等を施すこと。また、万一、病院の建物及び設備等に損傷を与えた場合は、契約業者の責任において原状に復すること。
- 8 動作確認
設置された調達物品は、使用できる状態に調整して引き渡すこと。また、動作確認に要する費用は、契約業者の負担とする。

9 検査

(1) 調達物品の納入・設置を完了した後、完了検査を行う。

(2) 完了検査は、次のとおり行う。

ア 調達物品の納入を完了したときは、病院が指定する検査員（以下「検査員」という。）に報告し、検査員の指定する日に完了検査を受けること。完了検査の際は、作動させて機能の確認を行うことがある。機器構成、銘柄型番の表示、性能機能等について説明できる者が立ち会うこと。

イ 完了検査を受けた後、直ちに納品書を東部医療センター経営課経営係に提出すること。

ウ 完了検査において合格と認められないときは、契約業者は検査員の指定する期日までに調達物品の取替え又は補正を行うこと。

(3) 契約業者は、検査員の検査に係る指示に従うものとし、検査員から調達物品についての説明、資料提出等を求められた場合は、速やかに応じるものとする。前2号の検査以外にも、履行の確保等のため検査員が必要と判断した場合は、中間検査を実施することがある。

(4) 納品書の提出等検査に直接要する費用と検査のため変形、変質、消耗又はき損した調達物品の損失はすべて契約業者の負担とする。

10 保証

調達物品の引渡し後、1年間を無償保証期間とすること。

また、リコール等の機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取替え等を無償で行うこと。

11 妨害又は不当要求に対する届出義務

(1) 契約業者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、本学へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 契約業者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

12 その他

(1) 調達物品の取扱いに関して、導入時に病院職員の教育・訓練を行うこと。

(2) 詳細については、病院担当者の指示に従うこと。

(3) 契約締結後、機器の仕様等を変更する必要がある場合は、病院担当者と協議し決定すること。

(4) 納入物品の梱包材や病院担当者が不要と判断する機器の添付品等については、契約業者が引き取ること。

(5) 別添「グリーン配送に関する特記仕様書」を遵守すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、病院担当者と協議し決定すること。

機器構成明細書

送信機 一式			
区分	メーカー	商品名・規格	数量
内訳	日本光電工業株式会社	送信機 ZS-630P	13
		電極リード線 BR-933P K903A	13

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方(以下「契約業者」という。)は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学(以下「本学」という。)への物品の納入に、自動車(二輪自動車を除く。)を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者(以下「納入業者」という。)に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約(印刷の発注を含む。)及び物品の借入れ契約において、自動車(二輪自動車を除く。)を使用して物品の納入を行おうとする事業者(契約の相手方(以下「契約業者」という。))で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者(以下「納入業者」という。))が、物品の納入先(愛知県内に所在する市の機関に限る。)へ適合車両を使用し、かつエコドライブ(環境に配慮した自動車の運転のことをいう)を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5t超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5t超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車 NOx・PM 法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。